

や医療機関での自己負担が異なりますので、どの医療制度に加入するか判断に迷われる場合は、町民課又は各総合支所の住民課でご相談ください。

#### ◆医療の給付

医療の給付の内容や診療の際の負担は、基本的に現行の老人医療と同じです。

また、医療と介護の両方の負担をしている世帯で、1年間にその額が高額となった場合に負担を軽減するため、高額医療・介護合算制度が新たに設けられます。

一方、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の1割（現役並みの所得のある方は3割）です。この負担割合は被保険者証に記載されています。

また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。

#### ◆健康診査

高齢者にとっても、糖尿病などの生活習慣病を早期に見つけて治療することは重要ですので、健康診査を行うこととしています。（すでに生活習慣病で受診されている方は対象となりませんが、医療機関が診療の中で保健指導等を行うこととなります。）

健康診査は、ほけん課が行いますので、受診を希望される方は事前に申し込むこととなります。

#### ◆申請、届出

各種の申請や届出などの受付は、町民課及び各総合支所の住民課で行います。

後期高齢者医療についてのお問い合わせは、高知県後期高齢者医療広域連合（高知市丸ノ内2丁目4番1号 ☎ 821-4526）又は町民課 ☎ 893-1117までお願いします。

平成20年度、平成21年度の後期高齢者医療制度の保険料は、  
所得割額 = 基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（8.88%）  
被保険者均等割額 = 48,569円  
で算定されます。

※基礎控除後の総所得金額等とは、総所得金額（公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額）、山林所得金額、土地の譲渡等にかかる所得等から基礎控除した所得金額です。

#### 保険料の計算例として

国民年金受給者（国民年金 79万円）  
所得割額 0円 + 被保険者均等割額 14,570円 = 14,570円  
（7割軽減） 【年額】

厚生年金受給者（厚生年金の平均的な年金額 208万円）  
所得割額 48,840円 + 被保険者均等割額 48,569円 = 97,409円  
【年額】  
(208万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除)) × 0.0888 = 48,840円

自営業の子供と同居する方（世帯主・子 年収 390万円 / 親 国民年金 79万円）  
所得割額 0円 + 被保険者均等割額 48,569円 = 48,569円  
【年額】



#### 保険料の徴収は市町村が行います。

##### ①特別徴収

原則として、年額18万円以上の年金を受給している方を対象として、年金から天引きすることになります。保険料の天引き開始は、平成20年4月の年金からとなります。

ただし、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

##### ②普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替等により納付していただくこととなります。納付書は市町村から平成20年7月に送付されます。

#### 世帯で国民健康保険と後期高齢者医療に分かれる場合は、国民健康保険税(料)において配慮します。

世帯単位の保険料の負担を緩和するために、国民健康保険税(料)において配慮します。

①国民健康保険で軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療へ移行することにより、世帯の国民健康保険の被保険者が減少しても、5年間従前と同様の軽減を受けることができるよう移行した被保険者を含めて軽減の判定を行います。

②国民健康保険の世帯で後期高齢者医療へ移行することにより、国民健康保険の単身世帯となる方について、5年間世帯別平等割額を半額とします。

高知県後期高齢者医療広域連合（☎ 821-4526）